

産業財産権制度140周年企画

～この10年を中心に振り返る～

1. 時代のニーズに即した知的財産行政の実現に向けた取組

2025年は、日本で専売特許条例が公布されてから140年となる節目の年である。産業の創生期以降、十大発明家¹をはじめとする多くの日本人により革新的な発明が生み出されており、その後の日本の資本の蓄積を支えるなど、特許制度は、発明家の創作意欲をかき立て、技術の種の産業化を助けるものとして重要な役割を果たしてきた。また、第二次世界大戦後の復興期には、特許制度の存在により外国企業が安心して技術提供を行い、外国技術を導入した日本企業は生産技術を革新、また生産設備を増強していった。すなわち、特許制度が、海外からの技術導入を支えるインフラとしても日本の成長を支えたともいえる。

昨今では、日本経済の長年の課題となっていた、デフレからの脱却を目指す中、無形資産が企業価値を高めることのできる伸び代として注目されている。そのような状況のもと、2021年には、コーポレートガバナンス・コード²が改訂され、上場企業の知的財産への投資の開示・監督について定められるなど、代表的な無形資産である知的財産は、製品の権利保護や差別化の役割に加え、経営を刷新する経営資源としてますます期待されている。



特許庁庁舎1階ロビー 十大発明家レリーフ

このような中、特許庁は、時代のニーズに即したイノベーション促進のための知的財産行政の実現に向けて取り組んできた。

この10年間を振り返ると、まず、審査の迅速化、及び品質向上に向けた取組が挙げられる。審査の迅速化に関しては、特許審査において、2023年度末までに特許の一次審査通知までの期間（FA）及び権利化までの期間（STP）を、それぞれ平均10か月以内、平均14か月以内にするという政府目標を達成したほか、意匠審査においてもFAを平均6か月にまで短縮した。商標審査においても、2022年度に審査期間の大幅な短縮を実現し、FAを6か月程度まで短縮している。品質に関しては、「特許・実用新

1 特許制度100周年を迎えた1985年4月18日に、歴史的な発明者の中から永久にその功績をたたえるのにふさわしい方々を選定し、「日本の十大発明家」として顕彰した。選ばれた10名の方々については、レリーフを作成し、特許庁庁舎1階ロビーにて紹介している。

2 上場企業が守るべき企業統治のガイドライン。東京証券取引所と金融庁が制定しており、企業の持続的な成長と企業価値の向上を通して、経済全体の発展へとつなげることを目的とする。

案審査基準」の全面改訂や、急増するAI関連の出願に的確に対応するための「AI審査支援チーム」や「AIアドバイザー」の設置、商標審査におけるAI技術の活用等を通じ、審査品質の向上を図ってきた。

また、産業財産権制度の改正を通じたイノベーション促進のための環境整備も推進した。具体的には、音、動き、ホログラム等の新しいタイプの商標の保護制度の導入や、画像、建築物、内装を新たに意匠法の保護対象として追加した意匠法改正、従業者等がした職務発明について、契約等においてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利はその発生時から使用者等に帰属する旨等を規定した職務発明制度の見直し、特許権の早期安定化に資する特許異議申立制度の創設、侵害者の侵害行為により権利者の販売数量が減少したことに伴う逸失利益のみならず、権利者がライセンスの機会を喪失したことに伴う逸失利益も合わせた金額を、権利者が受けた損害の額とすることができる旨等を規定した損害賠償額算定の見直し等、時代に合わせた制度改正を実施してきたところである。

さらに、経済活動のグローバル化が一層進む中、特許庁では、日本企業のグローバル展開を後押しするための取組も強化してきた。例えば、米欧中韓との協力の枠組みを活用した制度・運用の調和に向けた取組や、ASEAN・インドをはじめとした途上国の知財システムの整備のための取組等を通して、日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用できる環境の整備に努めてきた。

加えて、中小企業やスタートアップ等が、経営戦略と一体となった知財戦略を実行すること、すなわち知財経営を行うことによって、イノベーション活動や競争力を強化できるようにするための支援も推進してきた。例えば、特許料等の軽減措置の拡充や、海外での権利化に必要な費用についての助成プログラムの拡充、さらには個々の企業に知財専門家を派遣して、各企業の状況に応じた支援を行う伴走支援の実施や、知財の観点を含めた種々の経営課題にワンストップで対応できる支援ネットワークの構築等、様々な取組を通じて、中小企業やスタートアップ等の多様なユーザーの知財活動・知財経営の高度化を後押ししてきたところである。

ほかにも特許庁は、時代の動きに的確に対応した組織であり続けるための改革にも積極的に取り組んできた。

特筆すべきこととして、2018年の「デザイン経営宣言」が挙げられる。2017年に経済産業省・特許庁が立ち上げた「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめられた「デザイン経営宣言」において、デザイン力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営を推進する「デザイン経営」が行政においても必要であることが提言された。これを受け、特許庁では、デザイン統括責任者（CDO）を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、ユーザー視点で行政サービスを改善するための取組を進めている。デザイン経営プロジェクトチームの一つであるI-OPENプロジェクトチームは、2021年から、社会課題解決を目指すスタートアップ企業、非営利法人、個人等とその活動を伴走支援する専門家が1つのチームを結成し、共に考え、行動し、知的財産を活用することで社会課題解決を目指すプロジェクトを運営してきたところであるが、その成果を、2025大阪・関西万博のEXPOメッセ会場にて、「明日を変える知財のチカラ～想いを届ける、世界をよくする～」をテーマに、10月2～10日に情報発信する。

また、特許庁では、急速にそして大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、2008年に策定した「特許庁の今後のあり方についてのビジョン（特許庁ビジョン）」を2021年に改めて整理し、新しく「存在意義（ミッション）」「目標（ビジョン）」「価値観・行動指針（バリューズ）」（MVV）を公表して、「知」が尊重され、一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、イノベーションの促進に全力で取り組んでいくことを宣言した。2024年には、特許庁や職員が、多様な個性（能力、特性等）を尊重する組織や人であって、個性をかけ合わせながら常にお互いを高め合っていくことを追記する等、MVVの改訂を行った。

I-OPEN COMMUNITY GUIDE³

「想いを届ける、
世界をよくする」

明日を変える知財のチカラ

The power of Intellectual Property builds tomorrow.
～ Delivering your passion, making our world a better place ~

知財のチカラ、万博でもっと知りませんか？
特許庁は、「知財のチカラ」を発信する展示イベントを、
2025年大阪・関西万博で開催します。

開催期間

2025年 **10月2日(木)～10月10日(金)** / 9:00～21:00 ※10月2日のみ 18:00～21:00

万博のチケット購入はこちらから

ご来場には万博の入場チケットが必要です。

場 所

大阪・関西万博会場 EXPOメッセ(WASSE)(大阪府夢洲)

※来場予約不要 W11

主催

JPO 特許庁

共催

JPO 日本万博士会

出展

JPO 特許庁

JPO 日本万博士会

大阪府産業振興局

大阪府経済産業局

大阪府観光局

大阪府労働局

大阪府環境局

大阪府建設局

大阪府教育委員会

大阪府健康局

大阪府消防局

大阪府警察庁

大阪府検察庁

大阪府裁判所

大阪府庁舎

2025大阪・関西万博の特許庁イベントPRポスター

特許庁の業務改革も大きく進んだこの10年であった。特許庁では、多様かつ効率的な働き方の推進に取り組み、組織としての一体感を一層進めるべく、「One JPO」のスローガンの下で、業務改革への取組を進めている。例えば、分散していた職場を、全職員が本庁舎で勤務できるよう計画を進めてきたところであるが、本庁舎改修が完了した現在、職員ほぼ全員が本庁舎で勤務できるようになり、課室間

3 https://www.i-open.go.jp/about/pdf/I-OPEN_CommunityGuide_2021.pdf



特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ

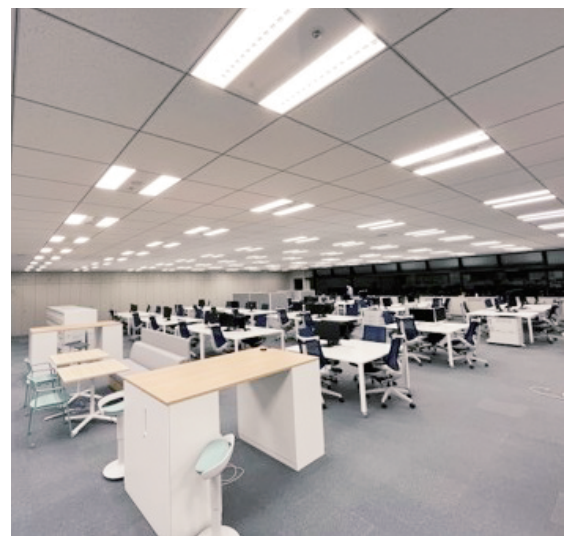
の円滑なコミュニケーションが可能になったなど、良い効果が生まれた。また、フリーアドレスの導入による柔軟な課室内のチーム編成の実現やスペースの活用、情報セキュリティ向上に資するペーパーレスの推進、働き方の多様化に即したテレワークの推進などを進めている。

最後に、この10年間で世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、さらには、「非接触」の生活様式への特許庁の対応について言及しておく。2019年末に初めて確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に世界に広まり、2020年には我が国を含む多くの国で緊急事態宣言が発出され、多くの制限が課されることとなった。

この未曾有の状況の中、特許庁では、新型コロナウ

イルスの感染拡大に伴う期限延長措置を設けた（※2023年5月に終了）ことに加え、「非接触」の生活様式に対応するべく、2021年以降の法令改正に基づき、オンライン化・デジタル化の更なる促進にも努めた。具体的には、印紙予納の廃止、意匠・商標国際出願関連手続のデジタル化など環境を整備した。現在では、原則として特許庁に提出する全ての申請書類について、電子申請が可能となっている。また、2021年10月から、それまで審判廷に出頭して対面で行っていた無効審判等の口頭審理について、ウェブ会議システムによるオンライン口頭審理も可能となった。

以上、この10年間での時代のニーズに即した特許庁の大きな動きについて簡単にまとめたところであるが、以降、産業財産権制度に関するこの10年間の動向や施策、今後の取組を、より詳細に紹介する。



特許庁総務課のフリーアドレスの状況



オンライン口頭審理の様子

2. 特許・意匠・商標それぞれの分野における近年の動向

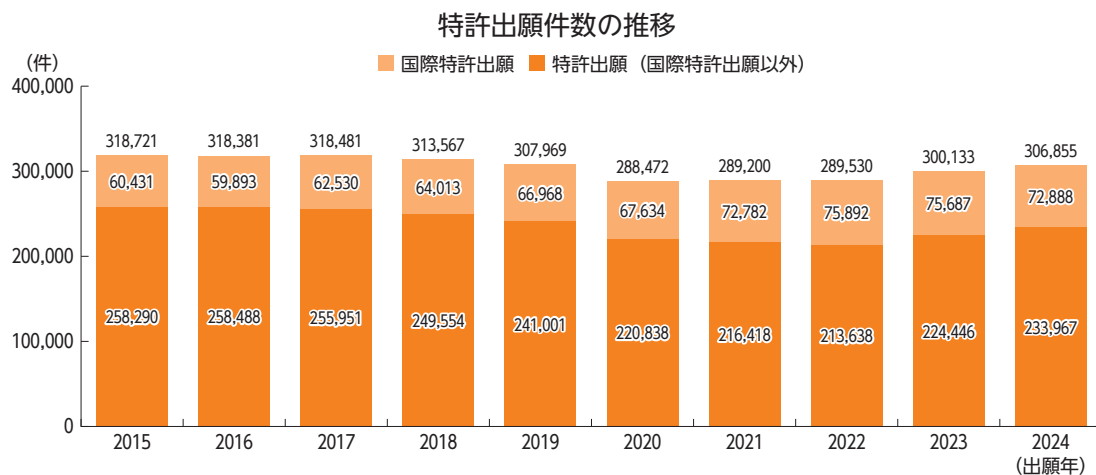
(1) 特許

産業財産権制度が確立されてから140周年となる節目において、2015年から現在に至るまでの10年間の特許出願及び特許審査に関する動向と取組を振り返る。

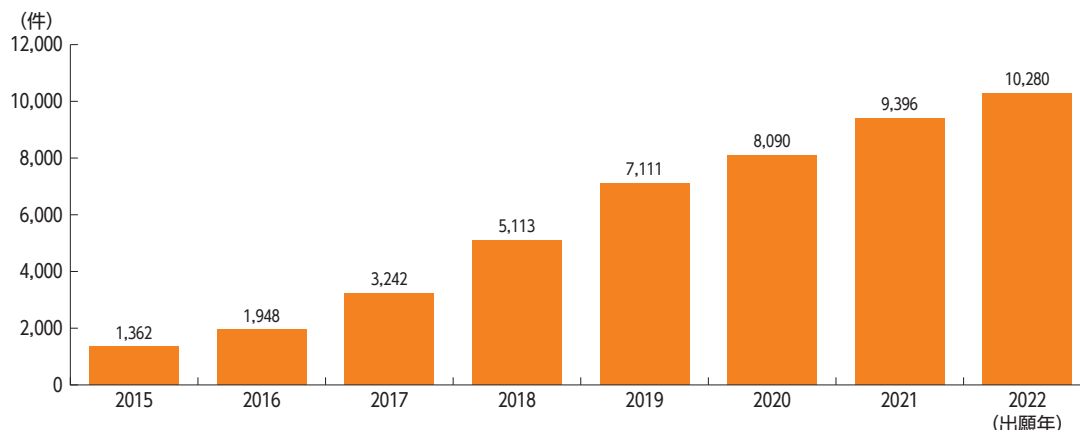
① 特許出願の動向

まず、過去10年間の特許出願の動向を振り返ると、全体的な特許出願の件数こそ概ね横ばいで推移してきたものの、その中には大きな変化が見られた。特に、AI（人工知能）関連発明の出願件数が急激に増加している。これはいわゆる第三次AIブームの影響と考えられ、機械学習における過学習を抑制する手法の開発や、計算機の性能向上とデータ流通量の増加によって、AI関連の理論の実用化が可能になったことが背景として挙げられる。

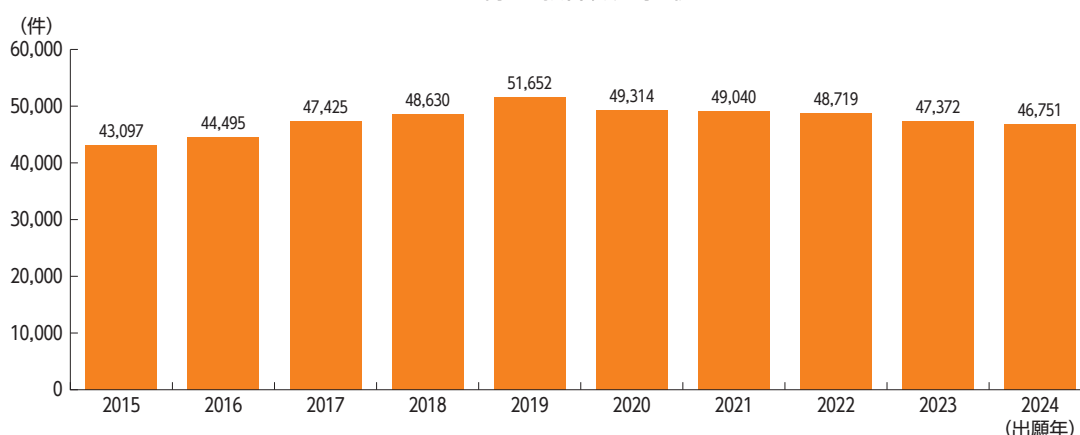
さらに、研究開発や企業活動のグローバル化を背景に、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の件数も増加を続け、2019年には5万件を超え、その後も高い水準を推移している。



AI関連発明の国内特許出願件数の推移



PCT国際出願件数の推移



②特許審査の迅速性

(i) 特許審査の迅速性の動向

2014年度から2023年度にかけては、2023年度末までに特許の一次審査通知までの期間（FA）及び権利化までの期間（STP）を、それぞれ平均10か月以内、平均14か月以内とする目標の達成を目指し、特許審査の迅速化に取り組んできた。その間、PCT国際出願の増加や、COVID-19の拡大に伴う業務への影響により、審査に要する期間が一時的に延びた時期もあったが、審査業務の一層の効率化や特許審査官の尽力により、2023年度末には、FA、STPは、それぞれ平均13.8か月、平均9.4か月となり、目標を達成した。2024年度以降も、この世界最速の特許審査を維持するべく、特許審査の取組を進めている。（平均FAと平均STPの推移については、本編の第1部第1章1-1-4図を参照されたい。）

(ii) 世界最速の特許審査の実現に向けた取組

2010年代以降、世界的な特許出願件数の増大に伴い、先行技術として調査すべき外国語の特許文献が急増する中で、特許庁では、世界の特許文献を効率的に調査し、迅速に特許審査を行うために様々な取組を行ってきた。

例えば、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注する事業において、2014年度からは、日本語の特許文献に加えて英語の特許文献も調査対象となり、その後、2018年度からは、中国語、韓国語、ドイツ語の特許文献にも対象が拡大された。

また、英語、中国語、ドイツ語などの外国語の特許文献を的確かつ効率的に検索できるようにするため、2018年よりそれらを日本語に機械翻訳して検索データベースに蓄積し、日本語の特許文献と一括して検索できるようにした。

そして、AIを活用した先行技術文献調査の効率化も推進してきた。2014年からは、検索式による検索の他に、自然言語処理や統計処理に基づいて、審査対象の特許出願との類似度の高い順に先行技術文献を抽出することも可能となり、その後、2021年には、機械学習モデルによる処理も導入して抽出精度を向上させ、審査官はより効率的に先行技術文献を精読することも可能となった。

③特許審査の質

(i) 特許審査の質の動向

特許庁は、2014年度末までに、特許審査の基本原則を示した「品質ポリシー」や、特許審査の品質管理に関するマニュアルの公表、品質管理官による品質監査体制の構築など、特許審査の質を向上させるための体制を築いてきた。2015年度以降もそれらの体制に基づいて、特許審査の質の向上に努めるとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館の近畿統括本部（INPIT-KANSAI）等での出張面接の推進や、COVID-19の拡大以降のテレワーク中の特許審査官との電話連絡手段の整備、面接で利用できるWeb会議サービスの拡充など、ユーザーニーズや審査環境の変化に応じた施策を講じてきた。その結果、ユーザー評価調査における特許審査全般の質についての評価等は、調査開始より上昇し、高い水準の評価を得ている。（ユーザー評価調査の結果の推移については、本編の第1部第5章1-5-3図を参照されたい。）

(ii) 世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組

世界最高品質の特許審査の実現に向けて、2015年10月に「特許・実用新案審査基準」を「特許・実用新案審査ハンドブック」との関係も含め全面改訂した。この全面改訂においては、審査基準の記載を簡潔かつ明瞭にすることや、事例や裁判例を充実化させることなどの基本方針の下、例えば、進歩性が肯定又は否定される方向に働く諸事情を総合的に評価するという進歩性判断手法が明記された。

また、特許庁は、国際調査／国際予備審査業務の適正かつ円滑な運用を促進させるとともに、その手続の透明性及び予見性を一層向上させることを目的として、2015年10月に「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成及び公表した。

さらに、統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われるための取組として、特許庁は、急速に進展する最新技術であるIoT（Internet of Things）やAI関連技術について、特許審査の事例を審査ハンドブックに追加してきた。

近年出願件数が急速に増加しているAI関連技術は、代表的な融合技術であり様々な技術分野における応用状況などを的確に把握する必要があることから、それぞれの特許審査室が担当する技術分野を超えて連携することの重要性が増している。こうした状況の中、特許庁は、AI関連発明の効率的かつ高品質な特許審査を実現するために、2021年1月に、AI担当官に指名された特許審査官（13名）と管理職員等から構成されるAI審査支援チームを発足させた。このAI審査支援チームは、担当技術分野を超えて連携し、最新のAI関連技術に関する知見や特許審査事例の蓄積・共有、及び、上記審査ハンドブックに追加する事例の作成など関連する特許審査施策の検討等を行っている。2023年10月には、AI担当官を全ての特許審査室に原則1名ずつ配置する体制とし、これまでAI技術の活用が見られなかった分野においても、AI関連発明の特許審査を適切にサポートしている。

さらに、2024年4月に、AI担当官をはじめとした特許審査官に対して、AI関連技術の専門的知見に基づきサポートを行う「AIアドバイザー」（外部有識者）を設置した。

また、今後も審査官の人材育成を継続して実施し、技術変革に対応しつつ、特許審査の質と迅速性の堅持を図っていく。

(2) 意匠

① 意匠登録出願の動向

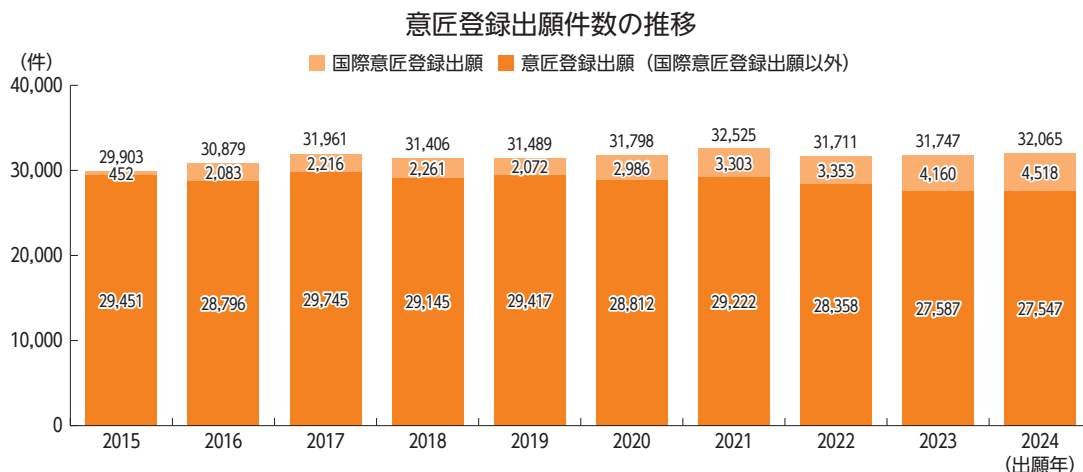
日本の意匠登録出願は、この10年間に於いて主に開発製品数の減少を理由として国内からの出願が減少傾向であった一方、海外からの出願が増加したため、全体としては概ね横ばいで推移した。また、分野別の出願件数は、情報・通信機器等の分野が減少した一方で、生活用品等の分野や新たな保護対象となった「画像」、「建築物」、「内装」の分野に増加が見られ、市場動向を考慮した審査の対応が必要となった。

② ハーグ協定関連出願の動向

WIPOが受け付けたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願（意匠）は、年々増加しており、日本への国際意匠登録出願件数も、同協定が日本において発効した2015年以来毎年増加し、2024年には前年比で8.6%の増加傾向となった。これは、海外企業からの日本への意匠登録出願が増加する中、日本への直接出願を国際意匠登録出願に積極的にシフトさせた結果と考えられる。

③ 意匠審査の動向

意匠審査においては、国際意匠登録出願件数の増加や、新たな保護対象分野の審査の開始等により審査業務量が増加したものの、意匠審査や先行意匠調査の効率化に努めてきたことから、2015年において平均7.0か月であったFAは最近では平均6か月前後となっている。



④ 法改正関連

特許庁では、日々変化する経済活動のあり方や技術進展の状況を注視し、継続的に制度の見直しを行ってきた。2017年に「産業競争力とデザインを考える研究会」を設置し、2018年には同研究会の報告書「デザイン経営宣言」を公表した。同報告書において、技術力がコモディティ化する中で企業が産業競争力を向上させるためには、イノベーション創出やブランディングに資するデザインの力を活用することに加え、そのようなデザイン経営の成果物をしっかりと保護するための意匠法改正が必要であ

る旨提言された。

上記提言を受けて、特許庁では意匠制度の見直しについて検討を行い、2019年に意匠法が抜本的に改正された。具体的には、意匠法の保護対象として新たに「画像」、「建築物」、「内装」が追加され、関連意匠の出願可能期間が大幅に延長されるとともに、意匠権の存続期間が「出願日から25年間」に変更される等の改正が行われた。

2020年には、同改正に対応するために、「画像」、「建築物」、「内装」や、出願可能な期間が見直された関連意匠の審査の運用について、意匠審査基準の改訂をした。この他、2019年には、意匠の創作や製品流通の実態に即したものとするために意匠法施行規則を改正し、図面の提出要件等の出願手続を簡素化した。あわせて、意匠審査基準を改訂し、図面によって開示されていない部分の扱いを明らかにし、全体意匠と部分意匠との間で先願の規定や関連意匠の判断をするために必要な整備を行った。

⑤近年の新たな施策・取組について

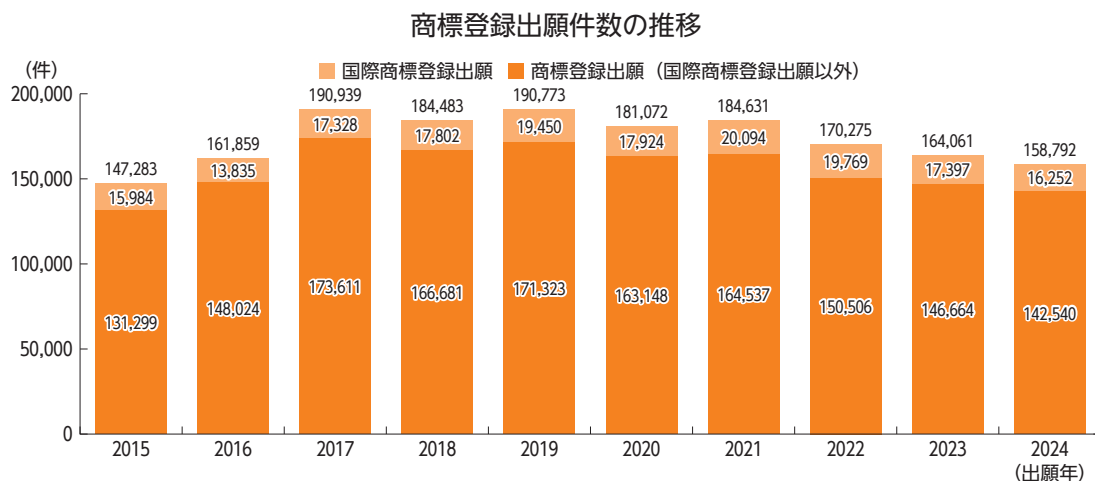
迅速で高品質な意匠審査の実現及び、様々な職員にとって働きやすい環境作りに向けて、近年は審査ツールの内製開発、座席のフリーアドレス化、テレワーク環境の整備等にも積極的に取り組んできた。

また、近年スタートアップ企業が資金調達等のために意匠権を取得する事例が見られるようになったことに鑑みて、2025年4月より、スタートアップ企業向けの早期審査制度を開始した。

(3) 商標

①商標登録出願の動向

この10年間の我が国の商標登録出願件数の推移をみると、2015年は15万件に満たなかったが、2017年には19万件を超えるほど急増し、その後コロナ禍においては高い水準で推移したが、近年は徐々に減少し、2024年は16万件弱となった。



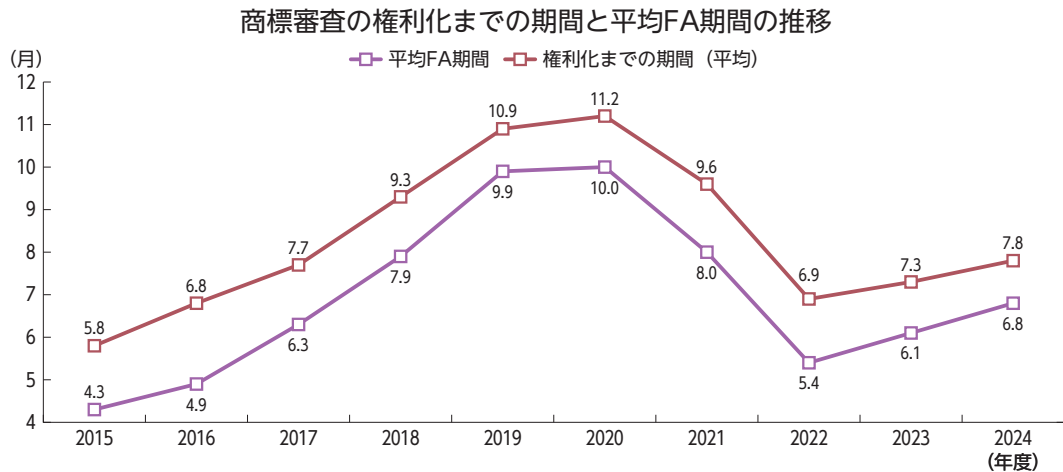
②審査期間の推移と審査に関する取組

一時期の出願件数の急増によって2018年度頃から審査期間が大きく延伸したため、2019年閣議決定の成長戦略や知的財産推進計画2019において、2022年度末までに出願から一次審査通知までの期間（FA期間）を6.5か月、権利化までの期間を8か月とする目標が掲げられた。これを達成するため、商標で初となる任期付審査官（補）の採用、拒絶理由該当性に関する横断的調査の外注活用、審査効率化のための審査手法の見直し等を行い、また、拒絶理由のかからない出願を促進するため、ファストト

ラック審査（指定商品・役務の審査負担の少ない出願を6か月程度で審査する運用）の試行提供、手続に不慣れな出願人向けの出願支援ガイドの発行等も行った。

これらの取組の結果、2022年度には審査期間の大幅な短縮を実現し、政府目標を達成した。2023年度以降は、安定的な権利付与及び情報提供制度の形骸化防止の観点から、審査期間を早めすぎることなく、適切な審査期間の維持に努めている。

また、商標審査の品質向上にも力を入れており、例えば、先行商標調査の場面において、AI技術を利用した画像検索等の新たな検索方式を、既存の検索方式に加えて審査官へ試行提供することで、審査官の目に触れる先行商標の精査と拡充を実現した。



③制度改正

商標を取り巻く状況の変化に対応すべく、この10年間で行った主な商標法の改正は以下のとおり。

- ・新しいタイプの商標の保護制度の導入（2015年施行）

動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、商標登録を可能とした。

- ・国際商標登録出願に関する見直し

国際商標登録出願について、国内代理人による商品・役務の補正を拒絶理由通知後、事件が特許庁に係属している間は可能とした（2020年施行）。

また、国際出願時と設定登録時に分けて個別手数料を納付する二段階納付から、国際出願時に全額を納付する一括納付に変更すると共に、COVID-19の拡大に伴い、一部の国において国際郵便の引き受けが停止されたことを踏まえ、国際商標登録出願の登録査定について、国際事務局を經由して海外の出願人に電子的に通知することにより、謄本の送達に代えられることとした（2023年施行）。

- ・海外からの模倣品流入に対する規制の強化（2022年施行）

外国にある者が、郵送等により、商品等を国内に持ち込む行為を商標法における「輸入」行為に含むものと規定することにより、当該行為が事業者により権原なく行われた場合に規制対象となることを明確化した。

- ・他人の氏名を含む商標の登録要件緩和、コンセント制度の導入（2024年施行）

従来、他人の氏名を含む商標は、同姓同名の他人全員の承諾がなければ登録できなかったが、登録要件を緩和した。

また、他人の先行登録商標又はこれに類似する商標であって、先行登録商標の指定商品・役務又は

これらに類似するものに使用する商標は登録できなかったが、先行登録商標権者の承諾があり、かつ、両商標の間で混同を生ずるおそれがない場合には、登録を認めることとした。

引き続き企業のブランド戦略の変化等、商標を取り巻く状況を注視しながら、ユーザーニーズに即した商標制度の実現に取り組んでいく。

④地域団体商標制度の普及・活用促進

地域ブランドを商標権としてより適切に保護するために2006年に創設された地域団体商標制度について、同制度の普及及び活用促進のため、この10年間で行った主な取組は以下のとおり。

- ・地域団体商標マークの策定：地域団体商標権者からの要望を受け、2018年に「地域団体商標マーク」を策定し、権利者による使用を促すとともに、制度のPRに積極的に活用している。
- ・地域ブランド総選挙の開催：2017年度～2020年度にかけて、地元の学生と地域団体商標権者がチームを組み、その魅力の発信や新商品展開・ビジネスのアイデアを競い合う「地域ブランド総選挙」を全国各地で開催。
- ・販売会の開催：2024年度は、地域団体商標権者を出店者とした販売会「魅力発見！地域ブランドフェスタ」を開催。



地域団体商標マーク

3. 近年の国際的な施策や連携

(1) 総論

2015年から現在までの10年間、全世界の知的財産権の出願件数は、これまで急速に出願件数を伸ばしてきた中国の勢いが鈍化しつつあるものの、世界全体で見れば安定して増加傾向にあり、世界全体で出願がグローバルに行われるようになってきている（第6章「出願動向のグローバル化」参照）。

このような状況を踏まえ、特許庁は、日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用しやすい環境の整備を行っている。我が国からの海外特許出願件数の8割を占める米欧中韓との枠組みでの制度・運用の調和に加え、日本企業の進出が増加するASEAN・インドをはじめとした途上国の知財システムの整備にも取り組んできた。

また、過去10年間の知的財産権に関する国際的なトピックとして、2020年3月頃からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大を発端とする、ワクチンの生産・供給に必要な特許に関するTRIPS協定の強制実施権についての議論や、AIやメタバース等の新技術に関する知的財産権の保護の在り方についての議論が活発化している。

以下、過去10年の特許庁の国際的な施策や知的財産権を巡る国際的な議論を、国際的な枠組みごとに振り返る。

(2) 三極、五庁、意匠五庁、商標五庁の過去10年の進捗

三極特許庁は、日米欧の知的財産庁によって1983年に創設された枠組みであり、これまで、IT、ワークシェアリング、PCT等の幅広い分野について議論を行ってきた。近年では特許制度のグローバルな課題への対処や特許制度の継続的な最適化について、シンクタンクとして互いに協力するというビジョンのもと、COVID-19による世界経済と特許制度への影響、知財と環境問題、質の高い教育と知財等について議論してきた。2024年には日本で第42回三極特許庁長官会合を開催し、知財と経営の戦略的統合を特許庁がどう支援するかについてユーザーを交えて議論を行い、三極の今後の協力活動の内容について、特許を自らのビジネスに上手く役立てる事が出来た事例をストーリーとしてユーザーに共有する

方法等、様々なアイデアを共有した。

五庁（IP5）会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組みであり、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に協力を行っている。これまで特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等、特許制度のユーザーのニーズに応えるグローバルな特許制度の整備を進めてきた。近年では新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップを策定し、AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト等を通じて、ロードマップに定めたゴールに向けた協力を進めている。2024年には第17回五庁長官会合を開催し、持続可能なイノベーションに向けた包括的な知財システムの構築をテーマに、主に中小企業の成長を促進するための知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方についてユーザーを交えて議論を行った。

意匠五庁（ID5）会合は、意匠登録出願を扱う日米欧中韓の知的財産庁によって2015年に創設された枠組みであり、意匠分野における国際協力を推進することを目指している。過去10年の間に、特許庁は、「意匠統計の取りまとめ」、「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」、「登録意匠に係る表示」等、複数の協力プロジェクトをリードし、意匠制度及び意匠保護に関する積極的な議論の促進に貢献してきた。2024年には日本で第10回ID5年次会合を開催し、AIやメタバース等がもたらす意匠制度に関する課題を意匠五庁で共有するための新たな協力プロジェクト「新技術がもたらす意匠制度の課題」を提案し、採択された。

商標五庁（TM5）会合は、日米欧中韓の商標五庁によって2011年に創設された枠組みであり、商標分野における国際協力を推進することを目指している。この10年間、特許庁は、「ユーザー参画プロジェクト」、「悪意の商標プロジェクト」、「商標審査を補助するITツールプロジェクト」等、複数の協力プロジェクトをリードし、商標制度及び商標保護に関する積極的な議論の促進に貢献してきた。2024年には日本で第13回TM5年次会合を開催し、各国の商標手続の調和や改善、ユーザーへのサービス向上等を目的として実施する15の協力プロジェクトと1つの新規提案プロジェクトについての成果の確認と今後の進め方について議論を行うとともに、AI等の新技術や変化する商習慣下における新たな商標の課題に対応するため、各庁が引き続き協力を進めていくことを確認した。

（3） 経済連携の過去10年の進捗

我が国は、諸外国との幅広い経済関係の強化を目的とした経済連携協定（EPA）の締結を進めている。知財分野での交渉においては、WTO/TRIPS協定を上回る、効果的かつバランスの取れた知財保護、効率的かつ透明性のある運用、そして十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指している。

過去10年の間においても、特許庁は多くのEPAの締結に貢献してきたが、2015年1月には日オーストラリアEPA、2016年6月には日モンゴルEPA、2018年12月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、2019年2月には日EU・EPA、2021年1月には日英EPA、そして2022年1月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効された。

これらのEPAにおいて、TRIPS協定を上回る保護水準の規定として、例えば、特許分野では新規性喪失の例外（グレースピリオド）の規定がCPTPP、日EU・EPA、日英EPA及びRCEP協定で、出願に関する情報を公開する規定が日・オーストラリアEPA、日モンゴルEPA、CPTPP及びRCEP協定で設けられている。意匠分野では部分意匠を保護する規定が日モンゴルEPA、CPTPP、日EU・EPA、日英EPA及びRCEP協定で、商標分野では立体商標を保護する規定が日オーストラリアEPAで、音商標を保護する規定がCPTPP及びRCEP協定で、悪意で行われた商標出願を拒絶する規定が日英EPA及びRCEP協定で設けられている。また、知財に関する条約について、PCTに加入する規定がCPTPP、日EU・EPA、日英EPA及びRCEP協定で、マドリッド協定議定書に加入する規定が日EU・EPA、日英EPA及びRCEP

協定で設けられている。さらに、エンフォースメント分野では、全てのEPAにおいて、商標権や著作権を侵害する物品に対して、権限のある当局が職権で輸入を差し止めることができる形で国境措置を強化する規定も設けられている。このように、各国・地域における知財の保護水準を高め、我が国企業等の海外における経済活動の円滑化に取り組んできた。

現在交渉中のEPAとしては、日バングラデシュEPA、日UAE・EPA、日湾岸協力理事会（GCC）EPA等がある。

（4） WIPO、WTOにおける過去10年の進捗

我が国のWIPO加盟から50年、WTO/TRIPS協定発効から30年が経過し、国際機関における知財の議論は節目を迎えた。過去10年の間には、COVID-19への対応に関連した影響を受けつつも、WIPOにおいてはダレン・タン事務局長⁴の下、2つの条約の採択や、SDGs達成に向けたWIPO GREENの取組の推進⁵等、数々の変化を経験している。ここでは、WIPOの条約に関する動向と、WTOの知財交渉の動向について概観する。

①WIPOが管理する知財関連条約の過去10年の進捗

WIPOにおいては、長年にわたって、PCTやマドリッド協定議定書をはじめ、国の枠を超えた効果的な権利取得や権利保護を促進する取組が行われてきており、我が国も、国際的な知財保護や各国における制度調和に向けた議論に積極的に貢献してきた。

近年においても、新たな条約の策定に関する交渉への建設的な参加や、制度調和を志向する条約への加入を通じてグローバルな制度調和に貢献するほか、既存の制度についてもWIPOや諸外国と協調し、利用の拡大に向けた取組を進めている。

（i） 制度調和に向けた取組

我が国は、2015年に、出願等の手続の簡素化を目的とした国際条約である「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下「ハーグ協定」）に、また、2016年に、各国で異なる出願等に関する手続を統一・簡素化し、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約である「特許法条約（PLT）」及び「商標法に関するシンガポール条約（STLT）」の両条約に、それぞれ加入した。これらの条約への加入・発効に伴い、我が国は、条約に合わせて国内法を改正し、これらに準拠した法制度を導入した。また、国内ユーザーへの周知や、制度・運用の改善に向けた議論への参画など、制度の活用に向けた取組を進めている。

2024年には、WIPOで新たに2つの条約が採択された。まず、意匠については、長年PLTやSTLT同様の条約を設けることについて議論が続けられていた中、2024年11月、外交会議がサウジアラビア・リヤドで開催され、意匠の出願・登録手続を調和・簡素化する「リヤド意匠法条約（RDLT）」が採択された。我が国は、外交会議に先立つ準備会合の段階から積極的かつ建設的に議論に参画し、条約の実現に貢献した。

また、2024年5月にスイス・ジュネーブWIPO本部で開催された外交会議では、「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する世界知的所有権機関（WIPO）条約」が採択された。これは、遺伝資源等に関する特許出願において、遺伝資源等の出所を開示する要件を規定するものである。これら2つの条約は、いずれも、20年にわたる交渉が決着したものであるが、我が国も、我が国ステークホルダーの意見が反映されるよう、交渉当初から議論に関与し、バランスの取れた成果に導いた。

4 2020年には事務局長選挙が行われダレン・タン氏が事務局長に、夏目健一郎氏が事務局長補に就任。

5 2023年に10周年を迎えたWIPO GREENは、現在データベース登録技術数が13万件を超える。日本は、WIPOジャパン・ファンドを通じて途上国における環境技術マッチングを支援するなどWIPOとの協力の取組を拡充している。1987年創設当時アジア・太平洋地域を支援対象としていたWIPOジャパン・ファンドは、2019年には地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新している。

(ii) 既存制度の利用拡大に向けた取組

WIPOが所管する条約であるPCT、マドリッド協定議定書、及びハーグ協定は、特許・商標・意匠の各分野において、各国の枠を超えて国際的な出願ないし登録制度を設けるものであり、知財の分野でユーザーのグローバルな活動を支える重要な柱となっている。これらの制度を一層使いやすいのとし、ユーザーの利用を促進することが、国際的な知財制度の発展にとって重要であり、我が国は従前から、制度の改正や運用の変更に係る議論に継続的・積極的に参加している。

今後も、例えば手続の電子化や手続に用いる言語に関する議論において、我が国の制度や運用との整合を図りながら、ユーザーの便益に資する観点から提案を行う等、積極的に議論に参加・貢献していく。

②WTOの過去10年の進捗

WTOのTRIPS理事会では、2020年10月に南アフリカ及びインドによってTRIPSウェイバー提案⁶が提出され、交渉の結果、2022年のWTO第12回閣僚会議（MC12）にて、新型コロナワクチンの生産・供給に必要な特許に関するTRIPS協定の強制実施権に係る手続の明確化・簡素化等を含む閣僚決定がなされた。我が国も、知財保護が不当に弱体化することのない、バランスの取れた結果が得られるよう、交渉に貢献した。

(5) ASEANにおける過去10年の進捗

特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のため、特に我が国企業の進出意欲が大きいと考えられるASEAN地域への知財分野での協力を積極的に強化してきた。

2012年度以降、特許庁は、ASEAN各国の知財庁との間の知財協力プログラムを策定・レビューするため、毎年日ASEAN特許庁長官会合を開催している。2020年の第10回長官会合では、先端技術分野における特許審査運用の整備や、誤訳問題に関する知見の共有を行う場として、日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることに合意。2024年の第14回長官会合において、第1回から第4回までの特許専門家会合の議論の成果を共同声明として採択した。

ASEAN各国に対しては、二国間の知財に関する協力覚書に基づいた個別協力も実施しており、日本貿易振興機構（JETRO）・国際協力機構（JICA）・東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の関連機関とも連携し、人材育成等の様々な分野で取組を実施してきた。その成果もあって、シンガポール・インドネシア・タイ・ベトナム・フィリピン及びマレーシアを中心にASEAN地域の知財基盤整備が進んできた。一方、審査の遅延等の課題も依然として存在しており、インドネシアやベトナムでは、JICA専門家として現地知財庁に派遣された特許庁職員が、現地職員と共に課題解決に取り組んでいる。

カンボジアとラオスにおいては2016年から「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を、ブルネイにおいては2017年から「PPHプラス」をそれぞれ導入した。これらは、我が国で特許付与された発明が迅速に特許を取得できる枠組みであり、ASEAN地域における権利取得の効率化に寄与している。

ミャンマーでは、2015年から2021年にかけてJICA専門家を派遣し、知財法制定及び知財庁設立の支援を行った。2023年にはミャンマー知財局が開設され、2024年には各知財法の成立が完了し、出願の受付も開始されている。

総じて、ASEANでは過去10年の間に、その産業の進展とともに、特許庁も協力し、知財の保護と活用に向けた整備が進められてきた。

⁶ TRIPS協定第2部の第1節（著作権及び関連する権利）、第4節（意匠）、第5節（特許）、第7節（開示されていない情報の保護）の実施・適用、及びこれらに関する第3部のエンフォーースメントに係る義務について、COVID-19の予防、封じ込め、治療に関するものは免除することを一般理事会に勧告する提案

(6) インドにおける過去10年の進捗

過去10年の間に、インドは急速な経済成長を遂げ、それに伴って知的財産権に対する需要が高まり、特許出願件数に関しては、2023年時点で中国・米国・日本・韓国・ドイツに次いで世界第6位となっている。

特許庁は、インド商工省との間で知的財産分野における協力を一層強化することを目的として2015年6月に協力覚書（MOC）を締結するとともに、2017年9月以降、両国の知財当局幹部が協力関係をレビューするための「日印知的財産評価会合」を行ってきた。2019年には、特許庁とインド商工省傘下のインド特許庁との間で3年間のPPH試行プログラムを実施し、この期間、我が国はインドにとって唯一のPPH相手国となった。2024年12月に行った第5回日印知的財産評価会合では、インドにおける特許審査の質向上に向け協力を促進することを確認し、人材育成の支援等について議論を進めた。

(7) 途上国人材育成の過去10年の進捗

特許庁は、1996年度からアジア太平洋・中南米・アフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産研修や長期研究生の受け入れ等の人材育成事業を実施している。この事業は、WTO/TRIPS協定に基づく技術協力の履行義務を果たすとともに、これらの地域における知的財産権保護環境の改善を通じ、途上国の経済発展に貢献するとともに日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用しやすい環境を整備することを目的としている。

近年、世界経済のグローバル化に伴い、途上国における知的財産権保護の重要性が一層高まってきた。途上国では、知的財産権に関する法制度の整備状況や知財庁等の運用能力の水準にばらつきがあり、知財庁職員等の人材を育成する上での支援が求められている。

特許庁はこうした課題に対応するため、人材育成事業の更なる充実を図ってきた。例えば、審査官のレベル別研修の導入や、研修生同士による議論型の研修実施機会拡大、模倣品に関する研修の開始等、様々なかたちで研修カリキュラムを見直してきた。また、COVID-19の影響を踏まえ、2020年度よりオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド形式の研修も導入している。これまで研修を提供した途上国は累計108か国・5地域となり、このうち直近の10年間で新たに加わった国は39か国にのぼる。

4. 知財活用支援、新技術活用に向けた特許庁の取組

(1) 地域・中小企業・スタートアップ等多様なユーザーへの知財経営の広がり

2002年の知財立国宣言以降、知財推進計画に中小企業支援強化が位置付けられたことに端を発し、特許庁では審査の迅速化に加え、全国の中小企業やスタートアップ等による知財への更なるアクセス向上を目指し、2011年度には「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に開設する等、様々な取組を行ってきた。直近10年間においては、こうした支援ツールの拡充・強化を行い、地方も含めた中小企業のみならず、スタートアップによる知財活用を着実に推進してきた。以下、直近10年の支援策を振り返るとともに、今後の展望について述べることにする。

① 中小企業の出願への障壁を取り除き、権利化を支援

経営資源に限りのある中小企業等にとって、手続の煩雑さや費用負担から権利取得は敷居が高いものとされていた。特に「気軽に相談できる人がいない」と声が上がっていたことを踏まえ、2011年度には全国47都道府県に知財総合支援窓口を開設し、2014年度には、より専門性の高い課題への支援を可能とすべく、各窓口に弁理士・弁護士等の知財専門家を配置、2016年度からはINPITに移管され、現在「INPIT知財総合支援窓口」の名称で事業を展開している。窓口の開設以降、その支援体制は年々拡

充しており、2024年度には114,993回の相談を受け付けている。加えて、それまで赤字中小企業、研究開発型中小企業などを対象としていた特許料等の軽減措置について、2019年4月1日より、その対象を大幅に拡充し、原則として全ての中小企業を対象に特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料を2分の1に軽減する措置を講じている。さらに、事業の海外展開を後押しするため、外国出願費用をはじめとする海外での権利化に必要な費用について助成を行っており、2008年に開始して以降、機動的に制度設計を見直しながら、ユーザーのニーズに対応している。

②ベンチャー・スタートアップへの知財取得・活用支援強化

2016年4月、日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、以降ベンチャーやスタートアップ企業向け支援が政府全体で活発化した。特許庁としても迅速な権利取得を支援するため、2018年度にはこれまで一定要件のもと中小企業等において利用可能であった特許の早期審査・スーパー早期審査に加え、新たにベンチャー企業向けの早期審査において求めに応じて一次審査通知前に面接を行う「ベンチャー企業対応面接活用早期審査」（2024年度に「スタートアップ対応面接活用早期審査」に名称変更）や、更に要件を緩和した「ベンチャー企業対応スーパー早期審査」（2024年度に「スタートアップ対応スーパー早期審査」に名称変更）を開始した。さらに2024年度からは、迅速かつ効果的な権利取得を支援すべく、出願段階において特許審査官が円滑かつ効果的な権利取得を支援する「スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS）」を実施している。

加えて、創業期における多くのベンチャー・スタートアップ企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯であり、知的財産への対応は後手になってしまうとの課題意識から、2018年度より創業期のベンチャー企業を対象に、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣する「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」や、2023年度よりベンチャーキャピタル（VC）等の支援者に対し知財専門家を派遣する「VC-IPAS」を開始した。IPASでは、これまでに114社を支援し、そのうちシリーズが進展した企業は41社（うちEXITした企業：3社）であり、着実に成果が出てきている。

③面的な支援体制による地域知財エコシステムの構築

権利取得にとどまらず、知財を経営資源として有効活用することで、イノベーション創出・付加価値拡大を実現し、中小企業の更なる成長投資・稼ぐ力の向上に繋げることができる。そのためには、あらゆる支援機関（金融機関、自治体等）が有機的に連携し、知財の観点を含めた様々な経営課題に対しワンストップで対応できる支援ネットワークを構築する必要がある。2016年には地域知財活性化行動計画を策定し、知財の取得、活用、保護に至るまで、各地域の実情に応じきめ細かい支援を行っていく方針を定め、各地域ブロックでの関係機関での情報共有・連携強化を行った。2017年度には、「INPIT近畿統括本部」を開設し、近畿地方からのニーズの高い特許審査官による出張面接やオンライン面接の利用を拡大し、さらに近畿地域の支援機関と連携した知財の観点にとどまらない販路開拓・金融面等も含めたワンストップでの幅広い支援メニューの提供が可能となった。

こうした中、知財活用の機運の高い地域や意欲的な地域を重点支援していく取組を始めており、2018年には「福島知財活用プロジェクト」を開始し、2024年1月には支援の一層の強化を図り、福島イノベーション・コースト構想、さらには福島県の復興と地方創生を推進するため、特許庁、福島県及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者で連携協定を締結している。加えて、石川県についても、2023年4月に特許庁、中部経済産業局、農林水産省輸出・国際局、北陸農政局及び石川県の5者で連携協定を締結した。

こうした取組を全国へと拡げていくため、2023年3月には、中央と地域の取組の連携強化、そして

地域関係機関同士の一層の連携強化を目的として、特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所とともに「知財経営支援ネットワーク」構築の共同宣言を実施した。2024年12月には、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が加わり、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上を目指し、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援を行っている。

2024年度からは、同ネットワークを活用し地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域を創出する「知財経営支援モデル地域創出事業」を開始した。

④今後の展望

2024年10月に石破政権が発足し、人口減少に伴い地域の活力、そして経済の活力が低下していく中で、この流れを逆転し再起を図るため、「地方創生2.0」が始動した。「令和の日本列島改造」として、地方における新結合を通じた新たな産業分野の創造やイノベーションの開花を目指す、「地方イノベーション創生構想」が掲げられているところである。中小企業の経営基盤の強化・成長が急務であるなか、地域の中小企業による知財活用の余地は依然として大きく、知財活用により事業価値を高めることで、「稼ぐ力」を向上し、持続的な賃上げの実現及び良質な雇用の創出に結びつけていくことが期待される。特許庁としてもこれまでの地方・中小企業支援策を更に加速させていく。各地の知財経営支援ネットワークを拡充するべく、中核拠点として、INPIT近畿統括本部の取組を参考にしつつ、更なる支援拠点の整備を検討し、自治体、商工会議所、地方金融機関、よろず支援拠点等関係者によるシームレスな支援を実施していく。加えて、知財経営支援ネットワークでの伴走支援をOJTでの学びの場として提供すること等を通じて中小企業等の知財経営を支援できる人材の育成にも繋げていく。こうした取組を重ねることで、日本全体に知財経営が普及し、イノベーションの好循環を生み出していくことを目指す。

(2) AI/DX時代に適応した産業財産権の在り方

産業財産権制度は、イノベーションのインフラとして、デジタル技術の発展に併せてアップデートが行われてきた。

昨今、社会全体のAI技術活用、各産業のDX化が加速しているところ、それに伴う産業財産権上の問題が生じつつある。AIやデジタル技術により産業を創出し我が国企業の「稼ぐ力」を向上させていくためには、技術の更なる発展を見据え、AI/DX時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要がある。現在、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会・意匠制度小委員会等において、AI/DX時代の産業財産権制度の在り方について議論を行っているところ、本項では、各論点の検討状況について述べることにする。

①AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応

AIを活用した研究開発が普及し、短時間で多量の技術情報が生成可能となり、多量の技術情報が公知になることで特許権取得が困難になるおそれがある。

また、AIが発明に大きく寄与する事例が現れつつあるが、現行の特許法では発明者の定義について明文規定は無く、裁判例の蓄積により、「発明の技術的特徴部分の具体化に创作的に関与した者」が発明者たり得ると解されている。そのため、AIを利活用し省力化・省人化を実現した発明において、「発明者が不在」となるおそれが指摘されている。

AIを利活用した発明が今後ますます増加すると予想される中、事業者の予見可能性を高めるため、上記の点を含め、特許制度上の適切な保護の在り方について検討を行っている。

②生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応

生成AI技術を活用したデザインツールの普及に伴い、デザインを短時間に低コストで大量に生成し、公開することが可能となっている。意匠法では、意匠の登録要件として新規性を必要とするところ、既存デザインの創作者が新たに創作したデザインを権利化するに当たり、第三者が生成AIを利用するなどして既存デザインに基づき作成・公開したデザインにより、既存デザインの創作者が新たに創作したデザインの新規性が喪失し、その権利化が阻害されるとの懸念の声が挙がっている。この点を含め、生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応について検討を行っている。

③国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護

インターネット等のネットワークを介して接続された複数のコンピューターの組合せによって実施することが前提とされるネットワーク関連発明が一般化し、国境をまたいだデータの流通やサービスの提供が増加しつつある。

そのような中、いわゆる属地主義の原則との関係で、例えば発明の構成要素の一部であるサーバーが海外にあるだけで技術が模倣されても特許権侵害とならないおそれが生じている。特許権の効力が認められる要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国内外の動向を参考にしながら、特許法において実質的に国内の実施行為と認める要件を明文化する方向で検討を行っている。

④仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方

VR技術等の発達を受けて、現在、様々な主体によって仮想空間ビジネスが展開されている。仮想空間市場は、2027年度に日本でも2兆円以上に及ぶと予測されており、更なる発展が見込まれる。

このような中で、現実空間・仮想空間の双方のデザインが無断で模倣、販売等される被害が生じており、仮想空間におけるデザインの権利保護に向けた意識は十分でない。海外では意匠法による保護に向けた環境整備が進む中、我が国では、意匠法を含め法律による保護は限定的であり、意匠法による保護を求めるユーザーニーズがある。

そこで、更なる市場の拡大が見込まれる仮想空間の秩序ある健全な発展を促進するため、仮想空間におけるデザインについて意匠法による保護を可能とすべく検討を行っている。

このように、産業財産権制度は創設から140年間、外国からの技術導入や先端技術開発の促進など、日本の産業発展を支えるインフラとして重要な役割を果たしてきた。特許庁は各時代のユーザーニーズに応じた制度の整備や運用を行ってきたが、今後もイノベーションの原動力となる知財の保護・活用促進を担う省庁として、迅速・高品質な審査を維持するとともに、知財経営支援や時代に即した制度の見直し等を通して、日本の「稼ぐ力」を強化すべく取り組んでいく。